

# 第 16 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 1 日)

平成 19 年 9 月 11 日 (火曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乘	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠 席 者 ( 名 )				
遅 刻 者 ( 名 )				
早 退 者 ( 名 )				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名  
日程第 2 . 会期決定の件  
日程第 3 . 行政報告  
日程第 4 . 議案第 82 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について  
日程第 5 . 議案第 83 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について  
日程第 6 . 議案第 84 号 佐用町養護学校等就学援助条例の一部を改正する条例について  
日程第 7 . 発議第 3 号 「兵庫県昆虫館の存続・充実に求める意見書(案)」の提出について  
日程第 8 . 日程第 9 号ないし日程第 14 号について  
日程第 9 . 議案第 85 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案(第 2 号)の提出について  
日程第 10 . 議案第 86 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について  
日程第 11 . 議案第 87 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について  
日程第 12 . 議案第 88 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について  
日程第 13 . 議案第 89 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について  
日程第 14 . 議案第 90 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について  
日程第 15 . 日程第 19 ないし日程第 33 号  
日程第 16 . 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 17 . 諮問第 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 18 . 日程第 19 号ないし日程第 33 号  
日程第 19 . 認定第 1 号 平成 18 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 20 . 認定第 2 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 21 . 認定第 3 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 22 . 認定第 4 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 23 . 認定第 5 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 24 . 認定第 6 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 25 . 認定第 7 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 26 . 認定第 8 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 27 . 認定第 9 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 28 . 認定第 10 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 29 . 認定第 11 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 30 . 認定第 12 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 31 . 認定第 13 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- て
- 日程第 32 . 認定第 14 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定に就いて
- 日程第 33 . 認定第 15 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 34 . 監査報告について
- 日程第 35 . 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 36 . 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 37 . 委員会付託について
- 

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 16 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今期定例会に付議される案件は、条例に関する案件が 3 件、人権擁護委員の推薦に関する案件が 2 件、平成 19 年度各会計補正予算案等の案件が 6 件、平成 18 年度各会計歳入歳出決算認定等の案件が 15 件、議員発議案件が 1 件提出されております。

何卒、議員各位にはご精励を賜り、これら諸案件につきまして慎重なるご審議を賜り適切妥当なる結論が得られますよう、お願いを申し上げます。

特に、決算審議につきましては、1 年度の収支を締めくくったものが決算であります。金銭で見積もられたものが、予算が、物品や財産、労働に形をかえ、住民福祉に対して、どのように成果を収めてきたかの清算書であります。決算は、もう済んでしまったことと、ご審議がおろしそかにはなりません。予算どおり執行されたかどうか、チェック機関として重要なものがあり、その結果を活かし、次年度の予算審議に反映されなければなりません。充分ご審議を賜り、執行審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵道典章君） おはようございます。早朝からご苦労様でございます。

日中は、未だ非常に厳しい残暑が続いておりますけれども、9 月も中旬に入りまして、朝、夕涼しくて、空の色も本当に秋らしくなってきました。今日から 10 月 5 日までの長い会期ですけれども、9 月の定例議会、18 年度の決算認定ほか重要な案件を提案をさせていただきますので、どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

私達、佐用町も、この 9 月で合併して丸 2 年が経過をいたします。早 2 年という思いと、中々 2 年長かったという思いもあるわけですけれども、合併につきましては、大変いろいろな問題があり、この 9 日に住民投票がされました赤穂の例を見ましてもですね、本当に合併について、私達佐用町におきましてもですね、紆余曲折があった事を思い出しております。そういう中にありまして、合併後町民の皆さん、いろいろと心配もあったと思えますけれども、少しでも早く、安心していただけるように、安定した町運営にですね、努力をし、一体的なまちづくりに向けて取り組んできたところでございます。今議会に提案させていただきます 18 年度の決算は、合併後の通年予算、1 年を通しての最初の予算でございました。監査委員には、いろいろと努力いただいて、監査をいただき、ご意見もいただいておりますけれども、今議会におきまして、決算の内容につきまして、充分ご審議を賜

りまして、大変厳しい財政状況ではありますけれども、今後、続くわけですけれども、今後、より良いですね、行財政運営が行えるように、努力を続けたいと思っておりますので、またご審議の程をひとつどうぞよろしくお願いを申し上げます。

最初にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 16 回定例佐用町議会を開会いたします。なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

これより、本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 　　日程第 1 は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。2 番、新田俊一君。3 番、片山武憲君。

以上の両君にお願いいたします。

---

### 日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 　　日程第 2 に移ります。

会期決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日 9 月 11 日より 10 月 5 日までの 25 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日 9 月 11 日より 10 月 5 日までの 25 日間と決定いたしました。

---

### 日程第 3 . 行政報告

議長（西岡 正君） 　　続いて、日程第 3 に入ります。

これより行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　それでは、行政報告をさせていただきます。

まず税についてであります。町税、国民健康保険税の納税につきましては、合併後、特に公正公平な納税の確立の取り組みを進め、多くの納税者の皆様のご理解とご協力をい

ただいままいりました。この度、平成 18 年度町県民税の収納率は、現年度分 99.3 パーセント、滞納繰越分 52.2 パーセント、合計で 98.2 パーセントとなり、収納率は兵庫県か 41 市町中第 1 位であると県から報告を受けました。また平成 18 年度国民健康保険税の収納率は、97 パーセントで、これも兵庫県下第 1 位となり、国民健康保険中央会から平成 19 年度優良保険者の表彰を受けることとなりました。これらの成果は、納期内納税の推進に、ご理解とご協力をいただいた町民の皆様のご尽力と職員の努力の成果であるということをご報告し、厚くお礼を申し上げます。公正公平な納税の確立に向けて、なお一層の努力を重ねて参りますので、今後とも、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

次に、国道改良の件でございますが、国道 373 号上月踏切の改築及び歩道整備につきまして、上月踏切を踏切を起点として中上月を南下する約 450 メートルの歩道未整備区間は、その危険度から早期改良の必要性が度々ご指摘もいただき、整備が急がれておりましたが、この度、兵庫県において、踏切緊急対策事業と歩道設置事業を一体の事業としての位置づけをいただき、調査測量・詳細設計・物件調査・用地買収・物件補償等を経て平成 21 年度を工事初年度として、平成 26 年度を完了目標年度で実施していただく運びとなりました。いざ改良となりますと、数々の課題も生じると思いますが、地元関係住民の方々の格段の格段のご理解とご協力をお願いをしてみたいと思っております。

次に、今年度も行いました南光ひまわり祭りの実施状況についてご報告をさせていただきます。今年度の南光ひまわり祭りは、7 月 21 日から 8 月 5 日までの 16 日間、南光スポーツ公園を会場に実施をいたしました。6 月下旬からは、ひまわりの開花情報をホームページで発信すると共に姫路駅構内並びに列車内へのポスター掲示等 PR に努め、また各新聞・ミニコミ誌、テレビ放映並びに期間中の土日は臨時列車の運行など、それぞれの機関にご協力をいただき、来期中の来場者が 6 万 5,000 人。昨年度は約 5 万 3,000 人と推計をいたしております。今年度のひまわりの作付けは 7 団地、30.2 ヘクタールで、それぞれの団地が順次開花し、その開花期間は、7 月 7 日から 8 月 19 日の 1 ヶ月半で、その全期間においては、10 万人以上が訪れられたものと推計をいたしております。なお、町民の皆さんに対して、無料駐車券を 6 箇所で交付いたしましたが、その交付状況は 279 枚でありました。

最後に、三土中学校の教育委員の任命についてご報告をさせていただきます。

8 月 28 日、佐用町・宍粟市三土中学校事務組合議会が三土中学校で開催され、同教育委員会委員の任命について議案が提案され、佐用町から推薦しておりました佐用町下徳久 655 番地、前田俊樹さんが承認されましたのでご報告をいたします。任期は 10 月 1 日からの 4 年間でございます。なお、前田俊樹委員は、佐用町教育委員も兼職をしております。

以上でございます。

議長（西岡 正君） 以上で行政報告は、終わりました。

---

#### 日程第 4 . 議案第 82 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 4、議案第 82 号であります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。  
お手元に配布いたしております、議案第 82 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する  
条例についてを議題とします  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 82 号、佐用町農業共済事業  
条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。  
今回の改正につきましては、19 年度より品目横断的経営安定化対策の実施に伴い、個人  
から法人化を目指す集落営農組織等の農業生産団体へ無事戻金額を集落営農等推進費奨励  
金として支払いをする為に変更するものでございます。無事戻金は農家個々への支給とな  
っていますが、今回、法人化を目指す農業団体への構成員は無事戻しの対象とならないた  
め、無事戻し相当額を奨励金として支払うものであります。  
ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案につきましては、本日即決といたします。  
議案第 82 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。  
質疑ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） この度の改正にかかわります設立法人等いわゆる品目横断にかかわ  
る集落の件数は何戸ぐらいありますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 集落は 6 集落でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まあ、その場合ですね、無事戻しまあ、この度の奨励金について、  
支払いについてはね、その団体が受けて、その各農家の支払い状況は、どういうふうにな  
っているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 無事戻金は、各個人に支払うという事になっておるわけでございますけれども、今回、集落営農等法人化される集落につきましては、今まで個人で掛けておられたのが、今度は団体で掛けるという事になりますので、今まで全3年間を対象として無事戻しをしておりますので、今回集落営農に対しては、1年目という事になります。ですから、奨励金として集落営農の方に一律支払うという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。ございませんか。  
ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
議案第 82 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 5 . 議案第 83 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 5、議案第 83 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵道典章君。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 83 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。  
建築物の安全性の確保を図るための建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が、平成 19 年 6 月 20 日から施行されております。同時に、建築基準法施行令も改正され、避難施設等の範囲を想定した建築基準法施行令第 13 条の 3 の条が建築基準法施行令第 13 条に変更されましたので、それに伴い住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準を定めた佐用町火災予防条例第 29 条の 3 における引用についても、建築基準法施行令第 13 条の 3 の条を建築基準法施行令第 13 条に改正する必要性が生じたものでございます。  
ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案につきましても、本日即決といたします。  
議案第 83 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。  
質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まず、2点お尋ねしたいんですが、1つは、ちょっと基本的なことかも分かりませんが、条例が大変こう分かりにくい文章が、よく使われるという事が問題になっておりますが、この中でも避難階という言葉が出て来るんですけども、この避難階を消防署で聞きますと、職員に聞きますと1階とっていただいたらいいと言われたんです。それと、調べてみると、それは地上へ、直接地上へ通ずる階段という事になっているんですが、この辺を分かりやすく説明を、まず1点お願いしたいと思います。それと、もう1点は、現在の設置状況と設置の啓蒙は、町の方でどのようにされているかという事をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。消防長。

消防長（加藤隆久君） それでは、笹田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の避難階でございますけども、避難階につきましてはですね、うちの職員が申しましたように、地上に出る階というふうにご理解をしていただきたいと思いますんですけども、例えばですね、普通ですと1階から外に出る、地上に出れるという事ですけども、例えば、どう言うんですか、傾斜の所にですね、建物が建っておる。そうすると玄関から入りますとですね、そこが3階であったというような建物もあろうかと思えます。その場合はですね、3階が避難階。そういうふうにご理解をしていただきたいと思いますというふうに思えます。それから、住宅火災警報器のですね、設置でございますけども、設置状況につきましてはですね、6月の議会ですかね、お答えさせていただいたと思うんですけども、8月のかかりに、町内の業者等に聞きましてですね、販売等数を確認いたしましたらですね、現在のところ報告義務等はないので、正確な数字ではないかと思うんですけども、町内の販売、電気屋さんガス屋さん等にですね、聞きますと947というふう聞いております。それから啓蒙でございますけども、一応今のところですね、広報紙等でですね、設置のPR言うんですか、啓蒙をしておるという事でございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 広報等でされてるそうですが、前にも、その問題点として出たと思うんですけども、低所得者への対策なんですけども、やはり低所得者にとりましますと、大変負担がかかると思うんですけども、前回の答えでは、対策は考えていないという事ですが、是非検討していただきたいと思いますが、低所得者への対策、軽減とか補助的なこととか、是非していただきたいと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 今のところはですね、消防署の方といたしましては、考えておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、井上洋文君。

〔井上君「よろしいです」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ああ、よろしいですか。すみません。はい、他に。ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないうようですので、討論を終結いたします。議案第 83 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 . 議案第 84 号 佐用町養護学校等就学援助条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 6、議案第 84 号、佐用町養護学校等就学援助条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 84 号、佐用町養護学校等就学援助条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。今回の改正は、学校教育法等の改正により、盲学校、ろう学校及び養護学校にかわり、複数の障害種別に対する教育を実施することができる特別支援学校の制度が創設されたことに伴い関係条例を整備したものでございます。変更内容につきましては、「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改めております。ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。議案第 84 号、佐用町養護学校等就学援助条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、4 番、岡本です。

差し支えなかったら、この学校の名前とですね、それから年度毎の予算の範囲内において、就学援助金を支給するという事でございますけれど、今現在ですね、何ぼぐらいというのは決めてないんですか。それとも、年によって、そのやっぱり金額が違って来るか、そこら辺の中身について、どんなんですか。ちょっと、私も分からないんですけど。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 学校につきましては、西播磨養護学校。旧養護学校ですけど、今は、西播磨特別支援学校という事で、佐用町の方からでしたら、この 19 年では 5 名が通学しております。この条例を見ていただいたら分かりますように、通学援助という事で、月額 1 万円で年間 12 万円で、金額につきましては、その条例に基づいて支給させていただきます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 月額 1 万円で 12 万という事で、この今のところは、この金額であるけれど、年度によって変わっていくというのは、そこら辺が、ここの解釈的にどうなん。それはあり得んの。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） それは、条例設置ですので、金額の変更は、条例を改正しない限りはありません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 今回は、学校教育法の改正で、特別支援学校の字句の改正ということなんですが、この学校教育法の関係で言ったら、この字句の改正に伴って、いわゆる発達障害 A D とか L D とか A D H D の特別支援を明記したと。許可する事を明記したというのが学校教育法の改正となって、この字句改正になっとるわけですね。そういう事からしたら、本町の現状について、ちょっと伺いたいと思いますが、以前も説明があったように、学校特別支援教育指導員として 2 名、佐用小に常勤 1 名。利神小にアシスタント 1 名という現状をお聞きしましたけども、現状としてね、これで対応がいわゆる発達障害の関係の

対応がまかなえているのか、充分対応できているのかという点と、対応できていなかったら、来年度以降、どういう計画を持っているのか、この現状について、お伺いしておきます。

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今後につきまして、特別支援、スクールアシスタントの事だろうと思いますが、今のところ2名、今年度配置しております。非常に有効であると学校の方からお聞きしております。前向きに検討していきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい、はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それについてね、いわゆる発達障害というのは、非常に全国的に大きな問題になってるという事で、学校教育法の改正に伴ってね、許可されたわけですけども、本町においても、現状で充分対応できるという事を、判断できるんかどうかという点の答弁と。それから、合わせて、先ほどの岡本議員の質問ありましたけども、1万円の養護学校の援助費の問題ですけども、養護学校に行けば1万円援助だけども、地域の学校に、障害児学校に行けば、要保護家庭として就学援助という対応をされているという事聞いたんですけど、それ確認したいんですが、今、本町の16人の障害児学級の児童生徒、16名じゃないですね、小学校が16人で中学校が5人らしいですけど、全員が要保護家庭の就学援助になっているのかどうか。なってないんだったら、その理由です、その2点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 特別支援学級に在籍している、その16名につきましては、全員特殊教育の就学奨励費の支給の対象になっております。それと、今年度この特別支援学級という事で、制度が変わった中で、先ほど教育長が申しましたように、スクールアシスタントを町の設置要綱を定めさせていただいて、町内の小学校2校に1名ずつ配置させていただいてます。それと合わせて県費の負担という事で、学校生活支援教員の配置事業、今年度佐用小学校に配置させていただいてます。そういう中で18年度では対応、現場の職員が対応していたんですけど、こういったアシスタントと支援教員3名、今年度増員されておりますので、そういう経過を見ながら、今後の事は考えていくべきだと思っています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 中学校の 5 人についてはどうですか。その両方の援助の関係。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 対象になっております。

21 番（鍋島裕文君） なってます。分かりました。

議長（西岡 正君） 他にありますか。

ないようですから、これを以って質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第 84 号、佐用町養護学校等就学援助条例の一部を改正する条例について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 . 発議第 3 号 「兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）」の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 7、発議第 3 号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書案の提出についてを議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。平岡きぬ糸君。

〔18 番 平岡きぬ糸君 登壇〕

18 番（平岡きぬ糸君） 失礼します。発議第 3 号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）の提出について提案理由の説明を行います。

県昆虫館は、昨年度、平成 18 年に県の方針で閉鎖されようとしておりましたが、これを知った存続充実を願う地域住民から町当局に対し、要請書が提出され 19 年度に管理運営の検討がされることになりました。県昆虫館は昭和 46 年に兵庫県教育委員会体育保健課管轄で設立され、生きたままの飼育中の昆虫を観察できることが、この施設の特徴です。また原色千種昆虫図鑑の著者であります故平山修二郎氏の昆虫コレクションが収蔵されて

います。平山コレクションは学術的歴史的価値を有するものであると県も評価をしているところですが、昆虫館は、地域唯一の県立の文化施設で規模は小さいものですが、屋内、屋外施設を備えた本格的な施設です。現存する日本の昆虫館の中でも最も古い歴史を持った施設と言われています。子どもが少なくなった現在でも、年間 7,000 から 8,000 人の方が来館。これまでに累計すると約 60 万人の方が利用されています。同施設の役割は、開設当初の都会の子どもだけでなく、今では、田舎の子どもを含め教育上の必要性が大きくなっています。近年全国的には、昆虫に関わる新たな施設を建設し、子ども達の体験学習の場として整備を図られ命の大切さや豊かな感性を育む為の教育施設として活用されつつあります。施設の廃棄は簡単ですが、再建は極めて困難なものと言えます。よって県に対して、施設管理者、後継者の要請、標本の収蔵庫を整備し、保管展示する事。学習室を設けるなど、施設整備を図ること。船越地域の町有地と昆虫館を活かした自然体験型観光公園建設事業計画の具体化の為に支援を求める事を要望して、県の責任で存続していただく、こういう内容で佐用町議会として意見書をあげることは、今関係住民の要請にこたえ、県に必要性を認識してもらおう為に大変有効な事だと考えます。

議員各位の賛同をお願いして、説明を終わります。

議長（西岡 正君） 本案件につきましては、後程お諮りいたしますが、後程、総務常任委員会に付託するという事でお諮りいたしますけれども、ここで質疑があればお受けしたいと思っております。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。発議第 3 号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書案の提出については、総務常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、発議第 3 号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書案の提出については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第 8 . 日程第 9 号ないし日程第 14 号について

- 日程第 9 . 議案第 85 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 10 . 議案第 86 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 11 . 議案第 87 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 12 . 議案第 88 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 13 . 議案第 89 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 14 . 議案第 90 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案

(第1号)の提出について

議長(西岡 正君) 次は、日程第8に入ります。日程9ないし日程14については一括議題としたいと思えます。

議案第85号平成19年度佐用町一般会計補正予算案(第2号)の提出について。

議案第86号、平成19年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)の提出について。

議案第87号、平成19年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第2号)の提出について。

議案第88号、平成19年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第1号)の提出について。

議案第89号、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第1号)の提出について。

議案第90号、平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、提案理由の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第85号ないし第90号議案までの平成19年度一般会計並びに各特別会計補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

議案第85号、佐用町一般会計補正予算第2号でございますが、今回既定の歳入歳出予算の総額に1億4,368万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億101万8,000円に改めております。

歳入内訳の主なものでございますが、児童手当特例交付金は交付決定いたしました関係で192万4,000円増額、特別交付金も交付決定いたしましたので544万3,000円を減額。

負担金は、にしはりま環境周辺整備に係る東大畑線農道舗装分等の関係経費127万円増額。国庫支出金及び県支出金関係の障害者支援費負担金は、障害者福祉サービス介護給付費等補助金との組替また障害者地域生活支援事業補助金も同様に組替いたしております。県補助金の通所サービス利用推進事業・就労意欲促進事業等補助は新規事業でございます。林業費補助金の森林整備地域活動支援交付金は、みどり公社管理の境界・管理道等整備事業交付金また緊急防災林整備事業補助金は、県民緑税による急傾斜地等の簡易法面工森林整備事業補助でございます。災害復旧費県補助金は、本年7月、台風4号による農地及び林道災害復旧補助金。物品売払収入は、戦橋・双観橋等の鋼材等を売却いたしましたものでございます。寄附金の下水道整備事業は、三日月駅前事業に係る地元負担また農地・施設に係る農林水産施設災害復旧費を計上いたしております。特別会計繰入金金の老人保健特別会計繰入金金は、平成18年度の国県の精算によるものでございます。基金繰入金金の財政調整基金を3,800万円減額いたしております。前年度繰越金2,391万3,000円を計上。諸収入の過年度収入は、平成18年度、福祉医療分の精算金を計上いたしております。雑入のe

コミュニティ形成支援事業助成金は、インターネット地域情報事業経費400万円、佐用川河川障害除去工事等残土処分投棄料1,047万5,000円、町有物件災害共済給付金は、台風4号によるクリーンセンターの屋根修繕経費を計上いたしております。町債の土木債3,620万円の内、過疎対策事業債の充当率変更により2,170万円増額また合併特例事業債

は、町道末谷線の追加でございます。農林水産施設災害復旧事業債は、本年 7 月台風 4 号に係る 1,240 万円を計上。

次に、歳出でございますが、総務費関係の情報通信基盤整備事業費の e コミュニティ形成支援業務としてインターネット地域情報作成委託料 400 万円を計上、町税費の町税過誤納還付金は、法人町民税に係る追加でございます。次に、民生費関係では、後期高齢者医療費の電算システム開発 130 万円を計上、障害者福祉費の返還金は、平成 18 年度精算確定により 628 万 9,000 円を計上いたしております。衛生費で、塵芥処理費の修繕料はクリーンセンターの屋根が台風 4 号により被害を受けました関係経費。農林水産業費関係、農地費は、下秋里分、町単独土地改良事業補助金、奥田池設計経費を県土地改良連合会特別賦課金 275 万円を計上、味わいの里三日月運営費の備品購入費は、食器洗浄器と冷凍冷蔵庫の買換え経費。林業振興費の負担金補助交付金関係は、事業量の増加に伴い 2,907 万 9,000 円を増額。次に、土木費関係の道路維持費委託料は、金近線落石防止実施設計委託料、工事請負費は支障樹木伐採経費を計上。道路新設改良費の土地購入費は、大畑線に係る経費を計上いたしております。消防費関係、非常備消防費の消防団員等基金負担金は、掛金の変更により増額をいたしております。次に、教育費関係、小学校費・中学校費では、児童生徒就学援助費を増額、給食センター運営費の備品購入は、冷凍冷蔵庫の買換えでございます。災害復旧費は、本年 7 月の台風 4 号による農地農業施設等の災害復旧事業経費 4,293 万 7,000 円を計上いたしております。公債費は財源変更でございます。

第 2 条、地方債の補正「第 2 表」、3 ページの「変更」、臨時財政対策債は、同予算額の変更により 120 万円を増額し、起債の限度額 4 億 4,020 万円に変更、道路新設改良事業債は、過疎対策事業債の充当率変更などによりまして 3,620 万円を増額し、起債の限度額 3 億 2,820 万円に変更、農林水産施設災害復旧債は、1,240 万円を増額し、起債の限度額 1,270 万円に改めております。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 86 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 3,134 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 4,874 万 2,000 円とするものでございます。

歳入では、療養給付費等交付金として、精算による過年度不足分 912 万 4,000 円を増額いたします。繰入金では、国保システム開発委託料 252 万 3,000 円と封筒印刷代 10 万 8,000 円、計 263 万 1,000 円をルールに基づいて一般会計より繰入をいたします。また、基金繰入金として、1,282 万 6,000 円の基金を取り崩して繰入をいたします。繰越金は、平成 18 年度の繰越金 676 万 8,000 円であります。

次に、歳出について説明をいたします。

総務費では、後期高齢者医療制度導入作業委託料として、国保システム開発委託料 252 万 3,000 円を増額いたします。これは当初予算では、システム開発委託料の内、国保会計負担分を概算で 300 万円計上いたしておりましたが、詳細な見積りにより増額分を補正するものであります。また需用費で、印刷製本費として、封筒の印刷代 10 万 8,000 円を計上いたしております。諸支出金では、社保加入者等による還付金 50 万円及び実績による療養給付費交付金の過年度分が過充当となったため、返還金 2,821 万 8,000 円を計上いたしております。

以上、国保特別会計補正予算についての説明を申し上げます。

次に、議案第 87 号、佐用町老人保健特別会計補正予算第 2 号について、提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算に 4,236 万 5,000 円を追加し、総額を 34 億 9,012 万 9,000 円と

するものでございます。今回の補正予算では、過年度分の医療費が確定したため、精算金として国庫支出金で4,233万1,000円、県支出金で3万4,000円を受け入れ、その全額を過年度精算金として一般会計に繰り入れようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、老人保健特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第88号、平成19年度介護保険特別会計補正予算第1号についての提案の説明を申し上げます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ2,129万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,256万3,000円に改めるものでございます。

まず歳出よりご説明をいたします。

総務費では、一般管理費の旅費を1万4,000円減額し、介護認定審査会費の旅費を1万4,000円増額調整いたしましたものでございます。地域支援事業費では、介護予防事業費の内、介護予防特定高齢者施策事業費を9万3,000円増額し、介護予防一般高齢者施策事業費の役務費1万6,000円及び委託料592万5,000円をそれぞれ科目変更により減額。包括的支援事業費では、介護予防ケアマネジメント事業費は財源の変更でございます。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、報償費5万円、旅費1万円、需用費4万円、役務費7,000円をそれぞれ増額して、委託料を20万円減額調整いたしております。任意事業費では、科目変更いたしました介護予防一般高齢者施策事業費の役務費1万6,000円及び委託料592万5,000円をそれぞれ増額いたしております。基金積立金では、介護給付費準備基金積立金を672万4,000円増額いたしております。諸支出金では、第1号被保険者保険料還付金を14万7,000円増額しております。また償還金では、国庫、県費、支払基金総額1,442万7,000円を増額いたしております。繰出金では、一般会計繰出金を1,000円計上いたしております。いずれも平成18年度会計の精算によるものでございます。

次に、歳入についてのご説明をいたします。

国庫支出金では、地域支援事業交付金の内、介護予防費の現年度分を147万4,000円減額、過年度分を14万5,000円増額、もと現年度分147万4,000円を減額、過年度分を14万5,000円増額、包括的支援事業・任意事業を299万2,000円増額いたしております。支払基金交付金では、介護給付費交付金の過年度分の清算金を776万円増額、地域支援事業支援交付金を182万8,000円減額いたしております。県支出金では、地域支援事業交付金の内、介護予防事業の現年度分を73万7,000円減額、過年度分6万7,000円を増額、包括的支援事業・任意事業を149万5,000円増額いたしております。繰入金では、一般会計繰入金を合わせて、75万8,000円を増額、基金繰入金では、105万2,000円を減額いたしております。繰越金では、平成18年度繰越金、1,317万3,000円を増額いたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第89号、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についての提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ1,081万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億6,645万7,000円といたしました。

次に、歳入より説明をいたします。

分担金及び負担金については、三日月駅前線配水管敷設工事に伴う茶屋地区工事負担金243万円を追加をいたしました。繰入金については、財源不足額の充当のため、一般会計繰入金264万2,000円を追加いたしました。平成18年度決算見込みにより、前年度繰越金574万4,000円を追加をいたしました。

次に、歳出の説明をいたします。

一般管理費においては、本位田地区農道舗装工事負担金 53 万 2,000 円を追加をいたしております。現場管理費においては、徳久駅前地区国道 179 号線歩道リニューアル工事に伴う配水管移設工事費 250 万円、西下野地区県道宍粟下徳久線歩道新設工事に伴う配水管移設工事 105 万 4,000 円及び三日月駅前地区国道 179 号線改良工事に伴う配水管移設工事費 245 万円を追加をいたしました。建設改良費では、中央監視システム設計監理委託料 500 万円を追加し、工事請負金を 117 万円減額をいたしております。

以上で、平成 19 年度の佐用町簡易水道事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に議案第 90 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業補正予算第 1 号についての提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,278 万 9,000 円を追加し、予算総額を 11 億 295 万 2,000 円と定めております。

まず歳出の補正の内容は、公共下水道事業費、3,278 万 9,000 円を追加しております。追加の主な理由は、管理費に伴い消費税 300 万円、福原橋汚水管修繕費 198 万 9,000 円の追加。建設改良費工事請負費において、佐用浄化センターの遠方監視装置を南光、三日月に追加して一括施工するため、2,780 万円を追加をしております。

次に、歳入の補正の内容は、国庫支出金 1,490 万円、繰越金 588 万 9,000 円。町債、1,200 万円を追加をいたしております。

第 2 条で地方債の変更をしております。

以上で、議案第 85 号から議案第 90 号まで 6 議案一括して補正予算の概要についてのご説明を申し上げます。

ご審議を賜りまして、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 議案第 85 号ないし議案第 90 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題になっております、議案第 85 号ないし第 90 号議案につきましては、次の 10 月 5 日の本会議まで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございますか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 15 . 日程第 16 号ないし日程第 17 号について

日程第 16 . 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 17 . 諮問第 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 15 に入ります。日程第 16 ないし 17 については一括議題としたいと思います。

諮問第 5 号、人権擁護委員の推薦についてを意見を求めることについて、諮問第 6 号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました、諮問第5号及び第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、諮問第5号、現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております、佐用町櫛田2186番地の5の間嶋太一郎氏の任期が、本年9月30日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員としてご承認いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第6号につきましても、現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております、佐用町真宗317番地の岩本美保子氏の任期が、本年9月30日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員としてご就任をいただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

意見調整のために、15分まで、11時15分まで休憩といたします。議員の方、誠に申し訳ないんですが、控室の方へお願いいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

お諮りします。諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付いたしました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付いたしましたとおりの意見書のとおり答申することに決定いたしました。

続いて、諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、お手元に配付いたしました意見書のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定いたしました。

議長（西岡 正君） ここで、教育総務課長の方から、先ほどの質問について訂正の申し入れがありましたので、ここで発言を許可いたします。教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 先ほど、就学援助の条例の一部改正で鍋島議員のご質問の中で、特殊支援学級の教育奨励金の支給状況につきまして、私の方、全員支給されると答弁させていただきましたけども、中学校の保護者5名の内1名が申請者が辞退されたという事で、訂正しお詫びいたします。

中学校の受給者は4名です。5名中4名。小学校につきましては変わりません。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） すいません。人権擁護委員の同意につきましてはありがとうございます。そのなかで、説明の中でですね、私、提案説明で9月31日ということをして、言っていました。9月は当然30日までですので、お詫びして訂正をさせていただきます。

---

日程第18・日程第19号ないし日程第33号について

- 日程第19． 認定第1号 平成18年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第20． 認定第2号 平成18年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第21． 認定第3号 平成18年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第22． 認定第4号 平成18年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第23． 認定第5号 平成18年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第24． 認定第6号 平成18年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第25． 認定第7号 平成18年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第26． 認定第8号 平成18年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第27． 認定第9号 平成18年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第28． 認定第10号 平成18年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第29． 認定第11号 平成18年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第30． 認定第12号 平成18年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第31． 認定第13号 平成18年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第32． 認定第14号 平成18年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第33． 認定第15号 平成18年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第18に入ります。日程19ないし日程33については一括議題としたいと思います。

認定第1号、平成18年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号、平成18年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号、平成18年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第4号、平成18年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第5号、平成18年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第6号、平成18年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第7号、平成18年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第8号、平成18年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第9号、平成18年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第10号、平成18年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第11号、平成18年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第12号、平成18年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第13号、平成18年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第14号、平成18年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第15号、平成18年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただいま上程いただきました認定第1号ないし第15号認定までの平成18年度、佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして議題とされましたので一括でご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして佐用町監査委員の決算監査意見書を添えて、ご提案申し上げ議会の認定を賜りたいと存じますので十分ご審議いただきますようお願い申し上げます。

平成18年度決算は、合併後、初めての通年予算の決算であります。金額につきまして一般会計は、千円単位で申し上げます。

それでは、平成18年度、佐用町一般会計決算、認定第1号につきましてご説明申し上げます。

一般会計の歳入総額は148億5,907万9,000円、歳出総額147億3,981万6,000円、歳入歳出差引残額1億1,926万3,000円で、翌年度に繰越すべき財源が5,523万1,000円ございますので実質収支額は6,403万2,000円でございます。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額3,300万円といたしております。

それでは歳入につきまして、収入済額に対し、款別の収入割合等を報告いたします。

町税は15.72パーセントで23億3,577万2,000円、譲与税及び交付金につきましては、国県からのルールに基づきまして交付されず、地方譲与税2.23パーセントで3億3,135万円、利子割交付金は0.05パーセントで795万2,000円、配当割交付金は0.07パーセントの1,087万5,000円、株式譲渡所得割交付金は0.07パーセントの982万1,000円、地方消費税交付金は1.37パーセントで2億348万2,000円、ゴルフ場利用税交付金は0.54パーセントで8,041万1,000円、自動車取得税交付金は0.96パーセントで1億4,208万1,000円、地方特例交付金は0.25パーセントの3,748万8,000円、地方交付税は36.31パーセントで53億9,593万2,000円のうち特別交付税が7億1,620万円、交通安全対策特別交付金は0.04パーセントで555万7,000円となっております。分担金及び負担金は0.99パーセントで1億4,641万1,000円の主なもの、情報通信基盤整備事業分担金、基盤整

備促進事業分担金、児童福祉負担金や老人保護措置費などでございます。使用料及び手数料は 1.93 パーセントで 2 億 8,666 万 7,000 円の主なものは、町営住宅使用料、町民プール使用料、し尿処理、ごみ処理手数料などでございます。国庫支出金は 3.72 パーセントで 5 億 5,325 万 1,000 円の主なものは、児童手当負担金、障害者支援費負担金、公立学校施設整備費負担金、公共土木施設災害復旧費負担金また 18 年度から整備をいたしております地域情報通信基盤整備推進交付金、地方道路整備事業費補助金などでございます。県支出金は 5.12 パーセントで 7 億 6,139 万円の主なものは、軽減保険税負担金、障害者支援費負担金、自治振興事業補助金また医療費関係補助金、中山間地域総合整備事業などの農林関係補助金、平成 18 年 9 月 30 日に開催されました「のじぎく兵庫国体」運営費補助金、農林水産施設災害復旧費補助金などでございます。財産収入は 0.31 パーセントで 4,561 万 7,000 円の主なものは、土地等の賃貸料、財産基金などから生じます利子、財産売払は、土地売払い代金などでございます。寄附金 16 万 2,000 円の主なものは、農林水産施設災害復旧費にかかる一般寄附金でございます。繰入金は 4.70 パーセントで 6 億 9,792 万 7,000 円は財政調整基金を 5 億 6,800 万円、減債基金 8,100 万円また農道舗装等に係ります公共施設整備基金を 3,500 万円など基金からの繰入金でございます。繰越金は 0.33 パーセントで 4,908 万 6,000 円。諸収入は 1.97 パーセントで 2 億 9,204 万 2,000 円の主なものは、佐用川河川障害物除去工事等残土処分投棄料、播磨高原広域事務組合上下水道事業精算金などでございます。町債は 23.32 パーセントで 34 億 6,580 万円の主なものは、合併振興基金として合併特例事業債 20 億 7,100 万円、情報通信基盤整備事業債 3 億 4,340 万円、義務教育整備事業債などの借入でございます。

次に、歳出でございますが、人件費関係は省略させていただきまして、主な事業等について説明をいたします。

議会費は 1.07 パーセントで 1 億 5,131 万 7,000 円の主なものは、議場設備の議場テーブル・椅子などの備品購入経費等でございます。総務費は 13.83 パーセントで 20 億 3,824 万 6,000 円の主なものは、財産管理費関係は、第 2 庁舎・保健センターのアスベスト対策改修工事、旧南光町の仮設庁舎撤去事業など、まちづくり推進費で「住民と行政の協働による自立したまちづくり」を推進する地域づくり協議会等への活動助成などをいたしました。情報通信基盤整備事業費で、テレビのデジタル化への対応、難視聴対策及び通信の高速化に対応するため南光・三日月地域への情報通信網への設置を行いました。自治振興費で、自治会長退職奨励金制度の見直しにより精算また自治会集会施設整備補助金等を支出いたしております。選挙費関係は、平成 18 年 4 月 23 日に執行いたしました町議会議員選挙関係経費を支出いたしております。次に、民生費は 16.12 パーセントで 23 億 7,626 万円の主なものは、社会福祉費関係では、国民健康保険・介護保険等の特別会計への繰出金や医療費等に係ります扶助費関係経費また高齢者福祉費では、外出支援事業サービス事業として本年 2 月から見直しました関係経費などが主なものでございます。児童福祉関係では、乳幼児医療費などの扶助費関係の経費また児童措置費では、児童手当制度の支給年齢の引上げになりました関係経費また久崎保育園のアスベスト対策工事関係経費などを支出いたしております。次に、衛生費は 6.41 パーセントで 9 億 4,451 万 1,000 円の主なものは、保健衛生費関係では、簡易水道事業特別会計等への繰出金、予防接種、がん検診や町ぐるみ検診などを実施をいたしております。清掃費関係では、塵芥処理の火格子取替、排ガス処理設備点検整備、1 号炉 2 号炉の耐火物等ガス冷却室等の改修・改善経費などでございます。次に、農林水産業費は 6.76 パーセントで 9 億 9,688 万円の主なものは、農業費関係では、そば、大豆などの特産物の苗代・種子代等の補助、中山間地域等直接支払推進事業経費。農地費関係で、農地水環境保全向上対策として、協定書の策定、下秋里地域ほ場整備事業や町営菖蒲谷新池改修事業などに取り組みました関係経費。中山間地域総合整

備事業費で、平成 18 年度から継続事業として佐用地区、江川地区の農道舗装工事を実施し、一部明許繰越をいたしております。農業用河川工作物応急対策事業費におきましても中井堰取水樋門改修工事を行い、一部明許繰越をいたしております。地籍調査事業費で、横坂地域他 8 地区で調査面積 13.53 平方キロメートルを実施いたしました。林業費関係は、森林の健全な育成を推進するため間伐枝打ちに対する補助や分収契約に基づく間伐枝打、風倒木復旧を実施いたしております。また平成 16 年台風 23 号による風倒木処理事業、伐木整理などに対する補助を行いました。林道開設事業費で、継続して実施しております三日月地域の林道開設また上石井地区及び 3 地域の県単自治山事業を実施いたしました。次に、商工費は 1.07 パーセントで 1 億 5,716 万 6,000 円の主なものは、町商工会助成金、町観光協会補助金また「宿場町ひらふく」の県施設管理委託料や西はりま天文台公園特別会計等への繰出金などがございます。次に、土木費は 7.92 パーセントで 11 億 6,760 万 4,000 円の主なものは、土木管理費では、弦谷・坊・三ツ尾地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金、道路橋梁費関係では、道路維持費で、12 月から 1 月にかけての除雪凍結防止剤作業委託や町道家仲大撫線ほか 32 路線の修繕工事、道路新設改良費では、町道鳥木線他 13 路線の改良事業を実施いたしました経費また 18 年度に繰越明許いたしてありました町道上月本線ほか 6 路線を実施いたしました。橋梁新設改良費では、平谷橋梁上部工工事また双観橋撤去工事を実施いたしました。河川費は、河川流木及び土砂浚渫除去、河川雑草処理に対する集落補助金などがございます。都市計画費及び下水道費は、播磨高原広域事務組合への上水下水道事業の繰出また特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。住宅費関係では、消防法改正に伴い、年次計画により 73 戸・322 個の火災報知器設置、仁位住宅屋根改修、上上月住宅除去工事及び同住宅町道 1 号線舗装工事などを実施いたしました。次に、消防費は 3.82 パーセントで 5 億 6,373 万 1,000 円の主なものは、常備消防費で消防ポンプ自動車の購入、非常備消防費で弦谷・三ツ尾地区防火水槽設置工事経費またハザードマップ・地域防災計画などを作成いたしました。次に、教育費は 8.64 パーセントで 12 億 7,363 万 6,000 円の主なものは、小学校費で、上月小学校グラウンド整備・久崎小学校屋内運動場建設工事関係経費、中学校費で上津中学校・三日月中学校のグラウンド整備工事、全教員にパソコン設置整備を行いました。社会教育関係では、子育て支援シンポジウムの開催、佐用町高年大学 4 教室を実施また佐用文化情報センター運営費で第 6 回目の住民手づくり芝居を実施いたしました。上月文化会館のアスベスト対策工事経費として 17 年度から繰越明許いたしてありました除去工事を実施。文化財保護費で、平福街並み環境整備事業として水路整備、平福駐在所予定用地の整備などに取り組みをいたしました。のじぎく兵庫国体費は、平成 18 年 9 月 30 日に開催され、佐用町では正式種目の「成年女子バスケットボール競技」を実施また、デモンストレーション、スポーツ事業として「インディアカ」・「スポーツチャンバラ」スポーツ芸術の「子ども歌舞伎」などを行いました。次に、災害復旧費は 0.87 パーセントで 1 億 2,884 万 1,000 円の主なものは、農林水産施設災害復旧費関係では、現年災害で、農地 10 件・施設関係 16 件に係る工事関係経費また平成 19 年度へ 6,500 万円を明許繰越をいたしております。公共土木施設災害復旧費関係では、町道桃木線ほか 12 件の道路復旧工事、水根川河川ほか 6 件の河川工事をいたしました。次に、公債費は 13.26 パーセントで 19 億 5,487 万 3,000 円の元利償還等を行っております。次に、諸支出金は 20.27 パーセントで 29 億 8,674 万 5,000 円の主なものは、公営企業費は、水道事業高料金対策繰出しなどで 1,570 万 9,000 円の支出をいたしております。基金費では、合併振興基金積立金に 21 億 8,000 万円、財政調整基金などの利子等の積立をいたしております。

以上が一般会計の主なものでございます。

続きまして、特別会計のご説明をいたします。

認定第2号、平成18年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を、まずいたします。

歳入歳出の概要を申し上げます。決算書13ページから16ページにかけての歳入につきましては、予算現額20億6,405万2,000円に対し、認定額は21億3,505万9,572円で、収入済額は20億7,080万312円、不納欠損額は158万4,900円、収入未済額は6,267万4,360円、予算現額と収入済額との比較は674万8,312円となります。

なお、昨年度と比較いたしまして、不納欠損額で約540万円の減、収入未済額で1,280万円の減となっております。

歳出では、予算現額に対して、支出済額は20億6,403万2,125円、不用額は1万9,875円でございます。

歳入歳出差引額676万8,187円で、これを次年度に繰り越しをいたします。

財産に関する調書、91ページの基金では、本年度中増減額は、3,479万6,637円の増で、18年度末残高は1億4,656万1,280円でございます。

それでは、345ページの事項別明細、歳入より説明をいたします。

国民健康保険税は、一般被保険者分及び退職被保険者分の現年度分では、調定額5億784万8,100円に対し、収入済額は4億9,261万6,820円、収入未済額は1,523万1,280円で、収納率は97パーセントでございます。滞納分につきましては、調定額7,487万2,455円に対して、収入額は2,584万4,475円で、収納率は約34.52パーセントとなります。また不納欠損は25件で、収入未済は348件でございます。使用料及び手数料は督促手数料で2,445件分、24万4,500円でありました。国庫支出金は、療養給付費分、老人保健拠出金分、介護給付金分、高額医療費共同事業負担金分の国庫負担金及び国庫補助金の普通調整交付金で、合計5億1,371万9,407円でございます。療養給付費交付金6億8,908万5,692円は、療養諸費、高額医療費、移送費の退職被保険者分であります。県支出金の9,808万9,255円は、高額医療費共同事業負担金、保険事業補助金、財政調整交付金でございます。共同事業交付金は、高度医療費共同事業交付金であります。繰入金の一般会計繰入金は、ルールに基づき一般会計から繰り入れを受けるもので、内容は備考欄に記載のとおり、合計1億4,695万3,927円であります。諸収入では、延滞金、第三者納付金、返納金で合計248万8,642円あります。

続いて、歳出について説明をいたします。総務費につきましては、職員に係る人件費関係及び事務的経費でありますので、説明は省略をさせていただきます。

保険給付費の療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費及び療養費等で合計12億5,572万6,082円あります。高額療養費は一般被保険者分・退職被保険者分の合計で1億1,165万3,859円となります。出産育児諸費は24件、葬祭諸費は196件あります。老人保健拠出金は、医療費拠出金が3億9,384万3,514円、事務費拠出金が807万7,777円あります。介護納付金は9,846万9,644円、共同事業拠出金が1億331万9,632円でございます。基金積立金は、利子分と合わせて3,419万2,982円を積立てております。諸支出金は、療養給付費交付金過年度分の返還12億8,100、ああ、失礼しました、1,281万4,577円が主なものでございます。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明といたします。

次に認定第3号、平成18年度老人保健特別会計決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、決算書の21ページから24ページに記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ予算現額31億6,675万円に対し、調定額、収入済額及び執行額ともに31億6,671万7,723円となりました。

まず歳入によりご説明をいたします。

決算書の事項別明細は 369 ページからご覧下さい。

歳入のうち支払基金交付金は 16 億 9,674 万 5,000 円で、収入全体に占める割合は 53.6 パーセントとなっております。国庫支出金では 9 億 2,836 万 4,000 円、県支出金では、2 億 4,086 万 3,000 円となり国庫の負担率は 29.3 パーセント、県の負担率は 7.6 パーセントとなっております。繰入金は、ルールに基づく町の負担金で一般会計からの繰入金 2 億 9,453 万 7,000 円となり諸収入の主なものは、第 3 者行為による賠償金として 620 万 6,000 円となっております。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

歳出の大部分を占める医療諸費では、31 億 4,479 万 1,000 円となりました。この他諸出金で過年度清算金 2,192 万 5,000 円を支出いたしております。19 年 3 月末の老人保健の対象者については、3,930 人で 75 歳までの年齢引き上げの経過措置のため、18 年 3 月末の対象者数 4,149 名と比較して 219 人減少しており、医療費の総額では 17 年度と比較して 1 億 4,153 万 5,000 円の減額となりました。しかしながら、1 人当たりの医療費で比較してみますと、逆に 17 年度では 78 万 9,525 円、18 年度では 79 万 7,507 円となっており、7,982 円の増加となっております。この結果からみましても、老人医療費の伸びは継続していると言わざるを得ません。継続した予防教育と啓発活動等により、またそれぞれの病気に対する早期発見に努めながら医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上が、老人保健特別会計決算の提案の説明でございます。

次に、認定第 4 号、平成 18 年度佐用町介護保険特別会計決算認定につきまして提案のご説明を申し上げます。

まず事業勘定につきまして、歳入総額 15 億 6,231 万 3,518 円。歳出総額 15 億 4,667 万 5,709 円。差し引き額が 1,563 万 7,809 円となっております。

歳入につきましては、介護保険料は 2 億 2,683 万 1,266 円。分担金及び負担金 2 万 6,475 円、これは認定審査等にかかる他市町からの受託金でございます。使用料及び手数料 3 万 9,900 円は督促手数料でございます。国庫支出金では、3 億 7,283 万 969 円、これらの主なものは、介護給付費負担金、調整交付金のほか地域支援事業交付金及び介護システム改修費補助金などがございます。支払基金交付金は 4 億 3,101 万円、県支出金 2 億 3,500 万 1,880 円は、それぞれ介護給付費負担金及び地域支援事業交付金でございます。財産収入 22 万 5,345 円は、介護給付費準備基金の預金利子でございます。繰入金 2 億 9,631 万 7,450 円は、一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金でございます。諸収入 3 万 233 円は、過年度分の高額サービス費返納金であります。

次に、歳出につきまして、総務費 1 億 1,935 万 2,657 円、人件費の外介護システム改修委託料、保守委託料などのほか認定審査会費、運営委員会費等でございます。保険給付費 13 億 9,906 万 1,094 円は、それぞれ介護支援サービス費などがございます。地域支援事業費 980 万 9,537 円は、介護予防事業費、包括的支援事業費、任意事業費でございます。財政安定化基金拠出金は、136 万 638 円でございます。基金積立金 22 万 5,345 円は、介護給付費準備基金積立金でございます。諸支出金 1,686 万 6,438 円は、平成 17 年度分介護給付費精算による国庫及び支払基金への返還金などがございます。

続きまして、サービス事業勘定についてのご説明をいたします。

歳入総額 509 万 1,400 円。歳出総額は、同じく 509 万 1,400 円となっております。

歳入につきましては、サービス収入が 509 万 1,400 円のうち、在宅介護サービス計画費 32 万 8,900 円、居宅、あつもとい、在宅ではなくて、居宅介護サービス計画費が 32 万 8,900 円、居宅支援サービス費 476 万 2,500 円でございます。

歳出につきましては、サービス事業費 382 万 4,500 円は、新予防給付ケアマネジメント委託料でございます。諸支出金は、126 万 6,900 円で、一般会計への繰出金でございます。

以上が、介護保険特別会計の決算でございます。決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第5号、平成18年度朝霧園特別会計決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額1億2,456万円に対し、調定額、収入済額及び執行額ともに1億2,452万9,000円となりました。

まず、歳入よりご説明をいたします。

歳入の事業収入は、1億1,481万7,000円で、これは定員50名の入所者にかかる生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体から負担されるものです。収入全体に占める割合は92.2パーセントとなっております。繰入金は、事業収入の不足分を補填する一般会計からの繰入金として933万2,000円を、諸収入の37万9,000円は、短期入所者にかかわる経費等でございます。

続いて、歳出をご説明を申し上げます。

老人ホーム費のうち、一般管理費は、施設職員にかかわる人件費及び事務費等として9,177万円を支出し、運営費では、3,275万8,000円となりましたが、主なものは入所者にかかる年間の食事材料費1,331万5,000円、その他、施設維持のための管理経費が含まれております。

以上、簡単ではありますが、朝霧園特別会計決算の提案の説明とさせていただきます。

続いて、認定第6号、平成18年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

平成18年度事業概要は、給水人口1万5,228人、年間総配水量210万8,095立米に対して年間総有収水量177万7,030立米、有収率84.30パーセントとなり、給水原価223円97銭、供給原価200円33銭であります。昨年度に比較して決算状況は良くなっておりますが、更にコストの軽減に努め効率的な施設の維持管理を図ってまいります。なお、歳入歳出の決算総額は、歳入総額7億55万5,000円、歳出総額は6億9,980万9,000円、差引実質収支574万5,000円の黒字となっております。

それでは、まず歳入より説明をいたします。

分担金及び負担金は、新規加入16件1,095万円、口径変更2件30万円で給水工事費負担金233万1,000円であります。使用料及び手数料は、現年度分収入済額3億5,436万4,000円、収納率99.63パーセント、131万5,000円72件が収入未済となっております。また、滞納繰越分収入済額163万1,000円、収納率が23.77パーセントで462万4,000円37件が収入未済となっております。また民法に定める時効消滅により60万7,000円13件の不納欠損処理を執行いたしました。手数料については、給水工事の検査手数料等で49万8,000円の収入となっております。国庫支出金は、北部漆野簡易水道統合水量拡張事業補助金2,502万3,000円あります。財産収入は、旧小山簡易水道水源用地の売り払い代金155万2,000円あります。繰越金3,013万円は、繰越事業の桑村地区水道施設工事の充当財源であります。繰入金として、建設改良費等に充当するため、一般会計繰入金1億2,601万1,000円、北部漆野簡易水道統合事業に充当するための基金繰入金700万円を取り崩しております。諸収入は、姫路鳥取線建設に伴う配水管移設補償金3件1,720万7,000円、雨水管渠工事に伴う配水管移設補償金963万3,000円、東徳久地区配水管移設補償金389万3,000円、消費税還付金2,734万6,000円を収入いたしました。町債は、北部漆野簡易水道統合水量拡張事業の財源として8,620万円を収入いたしております。

次に、歳出の説明をいたします。

簡易水道事業費、一般管理費につきましては、人件費及び経常経費であり説明を省略をいたします。現場管理費については、佐用・中部・奥海・南部・北部・及び三日月の6簡易水道施設の維持管理経費であります。需用費では、主なものといたしまして光熱水費、修

繕料及び医薬材料費を、佐用簡易水道 1,112 万円、中部簡易水道 1,935 万 1,000 円、奥海簡易水道 158 万 8,000 円、南部簡易水道 1,695 万 1,000 円、北部簡易水道 554 万 5,000 円及び三日月簡易水道 1,235 万円で、合計 6,865 万 7,000 円の支出でございます。委託料については、電気計装等の管理委託料として、佐用簡易水道 949 万 6,000 円、中部簡易水道 472 万 2,000 円、奥海簡易水道 35 万 2,000 円、南部簡易水道 295 万 2,000 円、北部簡易水道 122 万 2,000 円及び三日月簡易水道 404 万 5,000 円で、合計 2,269 万 1,000 円の支出であります。なお、佐用及び三日月地区のメーター 1,723 件の更新をいたしました。工事請負費については、雨水管渠工事に伴う配水管移設工事外 2 件で 925 万 6,000 円、姫路鳥取線建設に伴う配水管移設工事外 3 件で 3,087 万 4,000 円、東徳久地区配水管移設工事外 2 件で 941 万 2,000 円及び給水工事 191 万 6,000 円、合計 5,153 万 5,000 円を支出いたしました。なお詳細につきましては、別冊の主な施策の成果説明書に記載をいたしております。簡易水道事業費・建設改良費では、北部漆野簡易水道統合水量拡張事業及び桑村地区水道施設整備事業に係るものでございます。委託料については、設計監理・測量等の委託料として、北部漆野簡易水道統合水量拡張事業に 535 万 5,000 円及び桑村地区水道施設整備事業に 346 万 5,000 円を支出をいたしております。工事請負費については、桑村地区水道施設工事費に 2,472 万 9,000 円、北部漆野簡易水道統合水量拡張工事費に 1 億 1,591 万 6,000 円支出をいたしております。負担金補助及び交付金につきましては、国庫補助事業採択金額割合に伴う県簡易水道協会への負担金であります。公債費では、簡易水道事業債及び過疎対策事業債償還金として、元金 1 億 7,536 万円、利子 1 億 4,235 万 9,000 円を支出をいたしております。

以上で、平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道特別会計の決算についてのご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額 10 億 4,795 万 4,742 円。歳出総額 10 億 4,056 万 4,699 円。歳入歳出差引残額は 739 万 43 円であり、翌年度会計に繰り越しをいたします。

それでは、決算書、歳入からご説明をいたします。

分担金及び負担金 671 万円は、加入負担金及び工事負担金等であります。使用料及び手数料 1 億 8,278 万 7,492 円は、下水道使用料金及び排水工事指定店登録等の手数料であります。国庫支出金 7,920 万円は、公共下水道建設事業に対する国庫補助金で、繰入金 3 億 9,135 万 6,000 円は、一般会計からの繰入金であります。繰越金 359 万 4,450 円は、前年度からの繰越金でございます。諸収入の 20 万 6,800 円は、消費税の還付金でございます。町債 3 億 8,410 万円は、公共下水道事業債と資本費平準化債でございます。

次に、歳出のご説明をいたします。

公共下水道事業費の総額は 3 億 7,622 万 5,052 円で、このうち管理費 1 億 9,811 万 7,686 円は、人件費等の一般管理費と 5 箇所の処理場及びマンホールポンプ場の現場管理経費であり、事業費は建設改良事業に要した経費 1 億 7,810 万 7,366 円であり、佐用雨水排水工事、上月浄化センター建設工事の下水道事業団委託金、中央監視システム更新工事等が主な経費であります。なお、佐用雨水排水工事経費 2,770 万円の繰越明許をいたしております。公債費 6 億 6,433 万 9,647 円は、下水道債の償還元金及び利子であります。

以上で、特定環境保全公共下水道特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 8 号、佐用町生活排水処理特別会計の決算についての提案のご説明を申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額 3 億 9,219 万 9,847 円。歳出総額 3 億 9,084 万 7,331 円で、歳入歳出差引額は、135 万 2,516 円で、翌年度に繰り越しをいたしております。

それでは、歳入からの説明をいたします。

分担金及び負担金 96 万 7,500 円は、新規加入負担金でございます。使用料及び手数料 8,733 万 7,220 円は、佐用地区の浄化槽の使用料と町内 10 箇所の農業集落排水施設の使用料であります。繰入金 2 億 544 万 1,000 円は、一般会計からの繰入金であります。繰越金 207 万 4,127 円は、前年度からの繰越金、町債 9,610 万円は、資本平準化債です。

歳出においては、生活排水処理事業費 1 億 1,950 万 9,808 円で、このうち浄化槽管理費 4,399 万 426 円で浄化槽の保守管理委託料、水質検査委託料、消費税の納付金であります。農業集落排水施設管理費 7,551 万 9,382 円であり、人件費等の一般管理費と 10 箇所の浄化センターの光熱水費、管理委託料及び管路の修繕工事等の現場管理費でございます。公債費 2 億 7,133 万 7,523 円は、合併浄化槽設置及び農業集落排水施設建設起債の元利償還金でございます。

以上で、生活排水処理特別会計の決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 9 号、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算についての説明を申し上げます。

歳入歳出、歳入総額は、2 億 1,429 万 6,570 円で、歳出総額は 2 億 1,330 万 753 円となり、差し引きまして 99 万 5,817 円の残となりました。この残額 99 万 5,817 円は、平成 19 年度の西はりま天文台公園特別会計に繰り越ししようとするものであります。

まず歳入から説明をいたします。

使用料及び手数料の 1,670 万 2,400 円は、家族用ロッジと町立野外活動センターの宿泊等使用料収入でございます。県支出金の 1 億 5,973 万 1,696 円は、県費による公園管理運営委託金でございます。財産収入の 14 万 9,287 円は、西はりま天文台公園整備基金の利子であります。繰入金の 3,347 万 3,000 円は、一般会計からの繰入金でございます。繰越金の 74 万 9,137 円は、前年度からの繰越金でございます。諸収入の 349 万 1,050 円は、宿泊者シート使用料等の雑入であります。なお、調定に対する収入割合は 100 パーセントとなっております。

次に、歳出についての説明をいたします。

教育費の 1 億 9,443 万 9,130 円は、公園の管理運営に要した人件費、事業費、維持管理費であります。公債費の 1,833 万 7,336 円は、町債の元金及び利子の償還それぞれ 2 件であります。諸支出金の 52 万 4,287 円は、西はりま天文台公園基金積立金利子と基金積立金任意の積立金でございます。

予備費の執行はございません。

以上で、西はりま天文台公園特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして認定第 10 号、笹ヶ丘荘特別会計決算につきましての提案の説明をさせていただきます。

この施設は町内唯一の公営宿泊施設であり、都市との交流、憩いの場、企業等の研修の場として、ゆとり、潤い、安らぎなど、親しまれる施設として運営に努力をいたしております。18 年度の施設利用客数は、宿泊客数で笹ヶ丘荘 4,531 人、対前年度の 106.2 パーセント。交流会館 668 人、対前年の 90.4 パーセント。体験施設 231 人で対前年度比 86.2 パーセント。休憩 85 人。食事 2 万 4,658 人、対前年度比で 98.1 パーセント。入浴が 5,768 人、対前年度 87.9 パーセント。会議 906 人で対前年度 67.4 パーセント。結婚式・披露宴が 2 組 102 人の合計で 3 万 6,969 人の利用でありまして、対前年度比 95.8 パーセント、1,608 名の減となっております。この利用者減につきましては、笹ヶ丘荘の宿泊者並びに宴会利用者は増員となっているものの、レストラン、会議及び入浴利用者の大幅な減少によるものでございます。内容につきましては、歳入不足を補うため従来、繰上充用処理を行っていましたが、今年度から一般会計繰入金による処理に変更し、歳入総額 1 億 1,529

万 6,185 円、歳出総額 1 億 1,529 万 6,185 円とさせていただきます。

まず、歳入につきましては、笹ヶ丘荘事業収入 9,760 万 7,927 円、交流会館事業収入 380 万 2,943 円、一般会計繰入金 1,373 万 8,841 円は、平成 17 年度分繰上充当金 535 万 661 円、18 年度笹ヶ丘荘歳入不足金 558 万 8,470 円並びに交流会館の補填分 279 万 9,710 円であり諸収入は 14 万 6,474 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘の費 1 億 334 万 2,871 円で、その主なものは人件費、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等であります。

交流会館費は、660 万 2,653 円で、その主なものは、人件費、管理運営に伴う需用費、役務費等でございます。前年度繰上充用金 535 万 661 円は、17 年度の繰上充用額でございます。

以上が、笹ヶ丘荘特別会計決算の概要でありまして提案の説明にかえさせていただきます。

続きまして、認定第 11 号、佐用町歯科保健特別会計決算につきましてはの提案のご説明を申し上げます。

平成 18 年度の決算状況は、歳入総額 2,674 万 1,520 円。歳出総額 2,674 万 1,520 円となっております。

歳入につきましては、診療収入 2,389 万 7,409 円は、診療報酬収入で、財産収入 3,011 円は、歯科保健センターの運営基金の預金利子でございます。繰入金 57 万 7,196 円は、一般会計からの繰入で、繰越金 29 万 7,014 円は、前年度の繰越金でございます。諸収入の 196 万 6,890 円の主なものは、歯ブラシの売上料、各種事業委託料でございます。

次に、歳出につきましては、総務費 2,333 万 4,202 円は、人件費のほか歯科医師の報酬、医師派遣の旅費、光熱水費等が主なものでござます。医業費 340 万 7,318 円の主なものは、医薬材料費、歯科技工委託料などでございます。

以上が、歯科保健特別会計決算の主なものでございます。

次に、認定第 12 号、宅地造成事業特別会計の決算につきましてはの提案のご説明を申し上げます。

本決算は、広山団地 2 区画 499.16 平米の分譲収入及びさよひめ団地 1 区画 334.50 平米の買い戻し並びに公債費の元利償還金支出が主な内容でござます。

歳入総額 1,826 万 8,425 円、歳出総額 1,700 万 6,338 円、歳入歳出差引額 126 万 2,087 円となっております。

まず、歳入につきましては、広山団地 2 区画の不動産売払収入及び宅地造成基金利子の財産収入 195 万 6,562 円、宅地買戻しのための基金繰入金 1,387 万 1,000 円、前年度からの繰越金 136 万 809 円、違約金等の雑入 108 万 54 円でございます。

歳出につきましては、さよひめ団地 1 区画の買戻しのための公有財産購入費 1,058 万 6,400 円をはじめ需用費、宅地造成基金積立金の宅地造成費 1,074 万 7,488 円、公債費の元利償還金 625 万 8,850 円でございます。

以上、簡単でござますが、宅地造成事業特別会計決算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 13 号、平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計決算認定についてのご説明を申し上げます。

歳入総額 391 万 4,141 円。歳出総額は 2 万 3,520 円。差し引き 389 万 621 円となっております。

歳入につきましては、391 万 4,141 円は、前年度の繰越金でございます。

次に、歳出につきましては、石井財産区の財産管理経費、財産管理会の経費及び県財産区連合会会費で、歳出合計 2 万 3,520 円となっており、歳入歳出差引額は、389 万 621 円となり、翌年度へ繰越をいたします。

以上で、石井財産区特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 14 号、平成 18 年度農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

平成 18 年度事業の概要は、農家の皆様のご理解と共済連絡員さんのご協力により、総共済金額 8 億 5,787 万 9,000 円の引受を行いました。内訳は、水稻共済 2,066 戸、765.2 ヘクタールで、共済金額 5 億 9,371 万 3,000 円。麦共済では、49 戸 34.7 ヘクタールで、共済金額 1,000 万 6,000 円。家畜共済では 1,601 頭、共済金額 2 億 1,909 万 1,000 円。畑作物共済では 143 戸 73.4 ヘクタール、共済金額 2,246 万 3,000 円。園芸施設共済では、30 戸 67 棟で、共済金額 1,260 万 6,000 円となっております。一方、被害は水稻共済においては 9 月の台風 16 号による倒伏被害・山間部の獣害により、70 戸に対して 181 万円。麦共済では、2 戸に対して湿潤害等により 2 万 4,000 円。家畜共済では、死廃 99 頭、病傷事故 884 頭で 2,189 万 4,000 円。畑作物共済では、獣害等により 42 戸に対して、182 万 8,000 円。園芸施設共済では、風害等により 4 戸 6 棟に対して 17 万 6,000 円を支払っております。共済事業収益では、総計 8,852 万 5,000 円。共済事業費用として 9,912 万 7,000 円。事業外収益 1,388 万 5,000 円となり、当期余剰金は 328 万 3,000 円となっております。

次に、16 ページからの収益費用明細書についてのご説明を行います。

農作物共済勘定では、事業収入が 770 万 8,795 円で、その主なものは、農作物共済掛金が 290 万 2,112 円。農作物交付金 142 万 4,644 円。農作物保険金 45 万 8,360 円。農作物責任準備金戻入 57 万 1,628 円。農作物特別積立金戻入 207 万 9,545 円でございます。事業費用としては、446 万 7,625 円で、その主なものといたしましては、農作物共済金 183 万 3,442 円、農作物無事戻金 108 万 9,370 円。業務勘定繰入 126 万 2,681 円でございます。家畜共済勘定では、事業収益として 3,096 万 5,636 円で、主なものとしては、家畜共済掛金 1,039 万 4,056 円。家畜保険金 1,171 万 7,574 円。受取診療補填金 206 万 2,950 円。技術給付金、518 万 3,830 円。家畜責任準備金戻入 155 万 5,632 円であります。事業費用として、家畜保険料 51 万 5,154 円。技術料 719 万 7,749 円。家畜共済金 2,189 万 3,787 円。家畜責任準備繰入金 135 万 8,946 円でございます。畑作物共済勘定では、事業収益が 249 万 1,606 円で、主なものといたしましては、畑作物共済掛金 84 万 6,265 円。畑作物保険金 164 万 5,341 円であります。事業費用としては、畑作物保険料 65 万 8,221 円。畑作物共済金 182 万 8,158 円でございます。園芸施設共済勘定では、事業収益が 46 万 8,314 円で、主なものといたしましては、園芸施設共済掛金 28 万 7,047 円。園芸施設保険金 15 万 8,258 円でございます。事業費用としては、園芸施設保険料 22 万 9,612 円。園芸施設共済金 17 万 5,845 円であります。

業務勘定では、事業収益が 4,689 万 760 円。受取補助金 4,071 万 4,000 円。受取奨励金 58 万 3,900 円、ネットワーク化情報システム助成金等であります。賦課金の 283 万 3,129 円は、各事業の事務費相当分でございます。

受取損害防止事業負担金 144 万 9,600 円は、水稻、家畜の損害防止分として連合会より受けたものでございます。

事業勘定受入の 126 万 2,681 円、農作物勘定から受け入れしたものでございます。

事業外収益 1,388 万 5,846 円は、受取寄附金として 900 万円を建物共済会計から受入、受取利子 29 万 3,224 円、業務引当金戻入 459 万 2,622 円であります。

業務事業費用 6,077 万 6,606 円で、その内 109 万 3,494 円は支払賦課金として連合会へ支払っております。

一般管理費 5,392 万 393 円は、職員の給料、手当、事務費等の経常経費でございます。普及推進費 55 万 4,742 円は、農業共済新聞の購読料等であります。損害評価費 223 万 6,636 円は、損害評価委員等の報酬が主なものであります。

次に、6 ページ、本年度の余剰金 328 万 3,900 円の処分といたしまして、農作物共済勘定に 324 万 1,170 円を。畑作物共済勘定に 5,227 円を。園芸施設共済勘定に 3 万 7,503 円を、それぞれ積立をいたしております。

以上が、農業共済事業の歳入歳出決算の概要でございます。

次に、認定第 15 号、平成 18 年度佐用町水道事業会計決算についてのご説明を申し上げます。

水道事業は、住民生活の重要な基礎をなすものであり、施設の整備充実と共に施設の耐震化等をはじめとする災害に強い施設改良を行い、加入者の皆さんへの安全で安心して使用できる水道水を安定供給することを使命として努力をしているところでございます。最初に、平成 18 年度の業務量でございますが、本年度末給水人口が 5,317 人で、前期より 81 人減少し、給水栓数は 1,934 件で 3 件の増となっております。また 1 日 1 人当たりの平均使用量が 299 リットルで横ばいの傾向が続いております。今期の配水量は 65 万 1,628 立米、有収水量は 58 万 366 立米でありました。次にそれぞれの収支の状況につきまして、まず収益的収入の予算額 1 億 5,038 万 5,000 円に対し、税込み決算額 1 億 3,808 万 7,350 円で 1,229 万 7,650 円の減収となっております。その主なものは、水道料金の減収であります。収益的支出では、予算額が 2 億 1,290 万 3,000 円に対し、税込み決算額が 2 億 376 万 6,305 円で、913 万 6,695 円の減となっております。資本的収入では、予算額 235 万 3,000 円に対して税込み決算額が 235 万 2,627 円となっております。また、資本的収支では、予算額 4,698 万 6,000 円に対して、税込み決算額 4,395 万 8,001 円で、その主なものは、鉛給水管取替工事と企業債元金返還金であります。次に、損益計算では、税抜き総収入 1 億 3,261 万 1,947 円に対して、総費用は 1 億 9,734 万 7,096 円で、特別損失 91 万 4,856 円を加え、当年度純損失 6,565 万 5 円となり、前期繰越欠損金 1 億 6,673 万 5,911 円と合わせて 2 億 3,238 万 5,916 円が当年度末未処理欠損金となり、欠損金処理計算書案で翌年度繰越欠損金として予定をいたしております。なお、詳細につきましては、損益計算書、余剰金計算書、欠損金処理計算書案、貸借対照表、その他付属書類等を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上長くなりましたけれども、認定第 1 号から認定第 15 号まで一括して、それぞれ会計の決算の概要についてご説明申し上げます。今後、充分、今議会におきまして、充分にご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。終わります。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております、認定第 1 号ないし認定第 15 号につきましては、決算認定に関する議題であります。この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） 資料の関係で 1 点だけ。決算全体の質問。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 決算を充分行うという事で、資料請求をさせていただきました。そ

の中で、この決算より本格的に滞納処分、差し押さえの関係ですね、本格的に実施されて、広報さようで521件の内訳が発表されています。当然議会としては、この強制処分の差し押さえが適切かどうかというのが、決算の中で審議すべきだというふうに考え、その資料を要求したわけでありまして、返事としては、午前中に議長の方から報告ありましたように、地方税法や地方公務員法いわゆる秘密漏洩や秘密厳守という事で、プライバシー問題で資料出せないという回答でありましたが、非常にこれはどうかなというふうに思うんですね。プライバシー問題と言っても、何も名前を要求しているわけじゃないし、当然、匿名で一切、地域も何も分からない形での521件の内容を請求しております。その内容は、年度毎の滞納状況と処分内容でありますけれども。その事からすれば、回答の秘密漏洩や地方公務員法の秘密を守る義務、これに到底当たらないものじゃないかな。その数字見ただけで、特定は基本的に無理だと思うんですね。521件の。そういう事からすれば、これは、ちょっと当局の拡大解釈じゃないか。逆に、こういった解釈をして議会に資料を出さないという事になれば、議会としての、当然の審議権をね、やっぱり当局が奪うことになるんじゃないかと。当然、議会としては、慎重十分な審議をしたいわけですから、その事からしたら、この秘密漏洩になるというような事でのね、回答というのは、おかしいんじゃないか。私は、再考を求めたいというふうに思います。なぜ、その名前も地域も特定しない、その資料が、個人が特定されるというふうに判断されるのか、こんな拡大解釈では、議会は十分に審議できないというふうに思うんでね、この再考を、ここで求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 滞納処分につきましては、納税者全体の公平性を確保するという観点から、税法に基づきまして、納税の誠意のない滞納者につきまして、差し押さえ等の処分をして来ておるものでございます。そういう観点からですね、法に基づいて適切に行うべき事を実施をしましておるものでございまして、その事について、特に個別の資料を提出する必要はないものと判断をいたしておるところでございます。宜しくご理解をお願いをいたします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 当然、回答になってないと思うんですね。必要がないって、そちらが言ったって、議会としてはね、法に基づいて、そのとおりになっとるかどうかが、条例に基づいてなっとるかどうかを、その為に決算委員会を開いてやるんですよ。ねっ。それでチェックするんですよ。ああ、そのとおりだなという事でね。そうであれば。そういう事からすれば、何も個人プライバシーが侵されるわけじゃないというふうに思えるわけでね、当然、町長こういった資料は議会に出して、勿論プライバシーを侵さないという前提だけでも、十分な審議をさせるべきだと。法律どおりやっとなるから当局を信用してくれだったら、もう審議する必要はないんじゃないですか。町長の答弁。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 当然、その内容についてですね、広報等でも何件というようなもの、

そして、それは、それぞれ説明の中でですね、処分を行うまでの経過と、こういう法律に基づいてという事も、皆さんにも説明をさしていただいておりますし、またご質問の中でですね、今そういう経過、状況は、十分に説明をさしていただきたいと思っております。ただ、税務課長が、この資料としてですね、何件いくらの金額で、いくらのものであったとかですね、そういう、その細かい資料までをですね、一覧表として出す事とは、これは、今税務課の中で、守秘義務、執行を行う上では、これは県にも、それぞれ、こういう資料を出していいかという事も相談し、課内でも、やはり検討した結果、その資料まで、そういう一覧表の資料までは、やはり出す事はできないのではないかという事で、議長の方に、その一覧表の資料としては提出はできませんと。ですから、内容については、充分それぞれ説明を加えて、皆さんに説明をさせていただきますので、その点は、何も全く資料なり説明なしで、このまま法に基づいてやってるんだから、信用して、それを全て認めてくださいと言ってるわけではございません。

議長（西岡 正君） はい、本件につきましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号ないし認定第15号につきましては、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

議長（西岡 正君） お諮りしたいんです。休憩します。お諮りしたいんですけれども、休憩いたしますか。そのまま続けますか。休憩しますか。

〔「休憩しよ」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、それでは、休憩をいたします。午後1時30分からといたします。

〔「後、何ぼ残っとん」と呼ぶ者あり〕

〔「何々残っとん、後」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） あんまり長くはないのはいないんやけど、休憩。休憩したら1時間、後は、何分、ちょっと待ってくださいよ。監査委員さんの報告と、後は委員会の委員長、副委員長ですから、直ぐでは、直ぐだと思えますけども、1時までぐらいはかかると思いますが。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 継続してやりますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） それでは、再開いたします。

## 日程第 34 . 監査報告について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 34 に入ります。監査報告についてであります。

提案をされている認定第 1 号ないし認定第 15 号につきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員よりも監査報告を受けます。代表監査委員、野村 靄君。

〔代表監査委員 野村 靄君 登壇〕

代表監査委員〔野村 靄君〕 失礼します。

ただ今、ご紹介のありました代表監査委員の野村でございます。

本項に入る前に、私、喉を痛めておりまして、お聞き苦しい点があるかと思いますが、宜しくお願いします。

それでは、平成 18 年度佐用町一般会計、特別会計及び公共企業会計決算審査意見をお手元の意見書に沿って簡潔に述べさせていただきます。

地方自治法施行令第 5 条 3 項の規定により審査に付された平成 18 年度佐用町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算証拠書類その他政令で定める書類並びに同法 241 条第 5 項の規定により、各基金の運用状況を示す書類を審査した結果、意見書を町長、議長宛てに提出しております。

審査は、石黒永剛委員と私の 2 名の者があたりました。ここで、監査委員を代表いたしまして、平成 18 年度佐用町決算審査報告をいたします。決算監査に付された佐用町の歳入歳出決算書の審査対象会計は、(1)一般会計歳入歳出決算書。(2)国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。(3)老人保健特別会計歳入歳出決算書。(4)介護保険特別会計歳入歳出決算書。(5)朝霧園特別会計歳入歳出決算書。(6)簡易水道事業特別会計決算書。(7)特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。(8)生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書。(9)西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算書。(10)笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算書。(11)歯科保健特別会計歳入歳出決算書。(12)宅地造成事業特別会計歳入歳出決算書。(13)石井財産区特別会計歳入歳出決算書。(14)農業共済事業特別会計歳入歳出決算書。(15)水道事業会計歳入歳出決算書。(16)歳入歳出決算事項別明細書。(17)実質収支に関する調書。(18)財産に関する調書。(19)決算資料。(20)決算の主要な施策の成果説明であります。次に、審査の期間は、平成 19 年 8 月 6 日、7 日、8 日、10 日、延べ 4 日間でございます。審査の方法は、審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれ関係法令に準拠して調整されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施いたしました。また、月例監査等を参考にして審査を実施いたしました。なお、本町は平成 17 年 10 月に旧佐用町、旧上月町、旧南光町、旧三日月町 4 町の合併に伴い、旧佐用郡広域行政事務組合、旧佐用郡教育委員会、旧大撫山開発一部事務組合にかかる通年の予算の執行が含まれ、前年度決算と比較して違いがあるため留意いたしました。次、審査の結果でございます。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数的に正確であると認められました。各

基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数的に正確であると認められました。各会計の決算内容及び予算執行状況等については、おおむね適正であると認められました。決算の概要等については、審査の内容に記述するのとおりです。なお、本決算審査意見書において意見を付した事項及び月例監査等において意見を付した事項については、今後検討又は改善を要望します。審査の結果は、お手元に配布いたしておりますので、参照していただくようお願いいたします。この場では監査総括意見のみ朗読させていただきますまして、監査報告といたします。監査報告意見書といたしましては、意見書の15ページを見ていただきたいと思います。

長い停滞のトンネルを抜け出し、景気の回復の長期化に向けて力強く前進を続けており、業種や地域によって「ばらつき」はあるものの、中小企業の業況も全体としては着実な足取りで明るさを取り戻しつつある状況です。本町においては、平成18年度町民税がやや増収となっており、個人町民税は、定率減税の減額、老年者非課税措置の廃止等の税制改正効果もあってプラスに転じております。合併後新たにスタートさせた「町民と行政との協働による自立したまちづくり」を基本に、「協働と分権」「最少経費で最大効果のサービス」「歳入の確保と歳出の抑制」を押し進めながら、新佐用町としての速やかな一体化を図りながら、新町まちづくり事業が着実に推進されるよう期待するものであります。最後に、引き続き財政環境が厳しい状況にあっても、町民の行政に対する期待が大きく、今後も財政需要は増大するものと思われませんが、「ひとまち自然がきらめく共生の郷佐用」をめざして、国の三位一体改革の動向を注視し、町の財政状況を的確に把握しながら、公平公正な行政を基本に多様な行政需要に的確に対応するとともに、無駄な経費の削減を徹底し、予算の効率的執行とさらなる行財政改革の推進、また職員一人ひとりが自覚と緊張感を持って、創意工夫と努力による徹底した歳入の確保及び歳出の管理に一層努められますことを要望するものであります。

次に、賦課徴収関係でございますが、町税（国保・介護保険料でございますが）、町税等の確保にあつては、収納率向上対策委員会による徴収に係る対策会議を経て、徴収対策を強化した効果の表われと思慮するものであるが、税負担の公平性の観点からも引き続き徴収率の向上に尽力されたい。新規滞納者を出さないなどの各課の連携強化により更なる努力をされたい。その次に、使用料外関係でございますが、収納率向上対策委員会で町税と連携し、保育料、町営住宅、上下水道使用料並びに住宅改修資金等抜本的な滞納整理や処分に努力されたい。また一部の会計において、不納欠損処理については、法令を遵守した適正な事務執行に改善されたい。

次に、福祉・交通基盤関係でございますが、外出支援サービス事業の更なる充実が望まれるが、地域全体の総合的な交通体系の構築が望まれる。次、高度情報通信網関係でございますが、時代を先取りした高度情報通信は他市町村に先駆けた事業で、町内全域のテレビ難視聴地域の解消を大きな柱とした目的と通信網の整備が図られておりますが、デジタルテレビ放送に留まることなく、光ファイバーを活用した佐用町独自のデジタル放送や防災行政無線と提携し、新しい情報網として全戸加入の推進に努力されたい。次に、農林業商工観光関係。農業従事者の減少や高齢化が急速に進行し、米の価格が大きく低下する中で、きわめて厳しい状況に直面しており、地域水田農業の在り方、認定農業者・集落営農組織等の担い手や産地づくりについて具体的な目標を定め、消費者ニーズや市場動向に沿った売れる農産物や米づくり、地域での自主的・主体的な話し合いなど通じて、生産構造や地域意識の変革を推進し、特に重要となる「ひとづくり」においては、「特色ある、売れる」の意識を持って、地域の特色を活かした、生産・加工・流通・販売に積極的に取り組み、意欲ある農業経営者の育成・確保により一層努力されたい。また旧町単位で施設整備された同種同一目的の公共施設に対し、施設の維持管理経費、利用者数など考慮しながら、

行財政改革委員会を中心に抜本的な施設の統廃合や指定管理者制度の活用により効率的な施設運営に努力されたい。事業目的や活動内容の同種同一団体の統廃合や目的達成された団体への助成金の見直しを含め、スリムで効率的な運営に努力されたい。次に、合併協定事項関係でございますが、4町合併時に基本協定事項が確認され、合併後未調整事項を早急に確認され、全協定事項の再確認し、早急に実施されたい。次に、地域づくり事業関係ですけれども、よりよい地域づくりを目指し、13協議会の均衡ある活動の中で、地域特性を生かした安全安心なまちづくりや住民活動の支援ができる各課連携した行政組織体制の確立に努力されたい。また「安全安心のまちづくり」を重点施策として掲げ、さまざまな取り組みがなされましたが、子どもが犠牲となる事件が頻発し大きな社会問題となっているなか、町内全域に子供110番、子供安全パトロールなどの協力により防犯対策が実施される等、子どもたちの安全を確保するため学校と地域が一体となった体制づくりがより一層進められております。地域の防災力を強化するため、自主防災組織の育成や防災拠点となる消防署、避難所となる学校体育館等の耐震化に順次取り組まれるよう要望します。生活環境関係ですが、環境を守る上で、下水道処理施設接続率100パーセント達成に努力されると共に、上・下水道使用料金においても未納者に一考講じる対策も必要でございます。その他関連ですけれども、決算書にもありますように、決算書93ページ、決算書93ページ以後を後でも結構でございますので、参照願いたいと思います。そこで、町税の不納欠損額の主なものは、町民税37万6,000円、固定資産税78万6,000円であります。収入未済額の主なものは、町民税1,049万7,000円、固定資産税3億8,948万8,000円、保育料の収入未済額134万2,000円、町営住宅使用料の収入未済額475万円、住宅新築資金等貸付金元利収入未済額8,482万1,000円、生業資金貸付金元利収入未済額は331万円、災害援護資金貸付金元利収入未済額49万2,000円、国民健康保険税の収入総額は5億1,846万1,000円でございますが、調定額に対して収入割合89パーセントで、収入未済額6,267万4,000円となっております。不納欠損額は158万4,000円、介護保険料の収入総額は2億2,683万1,000円、調定額に対して収入割合99パーセントで、収入未済額213万4,000円、不納欠損額21万7,000円、簡易水道使用料の収入総額は3億5,649万4,000円でございますが、調定額に対して収入割合98.2パーセントで、収入未済額594万円、不納欠損額が60万7,000円です。公共下水道使用料の収入総額は1億8,278万7,000円、調定額に対して収入割合98.3で収入未済額319万9,000円、公共下水道分担金の収入未済額573万1,000円、使用料の収入未済額319万9,000円で、それから生活排水使用料の収入総額は8,733万7,000円で、調定額に対して収入割合98.9で、収入未済額93万9,000円となっているため、町税収入確保並びに滞納整理のため、臨時夜間相談窓口の開設、時間外電話の督促、休日相談、債権差押、収納率向上委員会による滞納整理事務の強化等により収納率の向上を要望します。繰り返しますが収入確保のために、臨時夜間相談窓口の開設、時間外電話督促、休日相談、債権差押処分、収納率向上委員会による滞納整理事務の強化等により収納率の向上を要望するものであります。次に、笹ヶ丘荘特別会計にあっては、施設建設並びに利用目的などからの経緯があるが、佐用町の公共施設として外にも類似の入浴並びに宿泊可能施設を有しております。そこで、今後収益施設として発展させるか、町民の憩いの施設として利用価値を高めるべきか、笹ヶ丘荘施設運営を抜本的に考える時期が迫っております。指定管理者制度の活用も選択肢に含まれますが、町として施設運営の方向性を示し、努力されたい。

以上をもちまして、簡潔に私の監査意見といたします。

終わりにになりましたが、この度、決算審査にあたりまして、関係課長並びに職員方々のご協力に対し、厚くお礼を申し上げ報告を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 監査報告は終わりました。

---

日程第 35 . 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 35 に入ります。

お手元に配付をいたしてありますように、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りをいたします。平成 18 年度各会計の決算審査のため、別紙のとおり平成 18 年度佐用町一般会計 12、特別会計及び 2 事業の会計の審査のため、全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

---

日程第 36 . 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 36 に入ります。特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

議員協議会において協議がされ、委員長及び副委員長が決定されておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会決算特別委員会委員長、平岡きぬゑ君。副委員長に岡本義次君。

以上の諸君が決算特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。

議長（西岡 正君） 続いて、日程 37 に移ります。

日程 37 は、あつすいません、暫く休憩します。

午後 0 1 時 0 0 分 休憩

---

午後 0 1 時 0 2 分 再開

議長（西岡 正君） 再開いたします。

---

日程第 37 . 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 37 に移ります。

日程第 37 は、委員会付託についてであります。

お諮りいたします。お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）           ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議長（西岡 正君）           以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

          なお、9月12日の本会議は午前10時開会とし、一般質問を行いますので、ご承知くださいようお知らせをいたします。

          本日はこれにて、散会いたします。ご苦労様でした

午後01時04分 散会

---